

# 冬期間の暖房費を助成します

## 弟子屈町福祉灯油等購入助成事業のご案内

高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯の低所得者世帯に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的に、冬期間の暖房費を助成する「福祉灯油等購入助成事業」を実施します。

助成対象は、町内の業者から購入した暖房燃料に限ります。

### □助成の対象

11月1日現在、弟子屈町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯となります。

- 高齢者世帯…11月1日時点で、70歳以上の方のみで構成されている世帯  
(18歳未満の児童のみと同居の場合も含まれます)
  - 障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯  
身体障害者手帳1級、および2級の交付を受けている方がいる世帯  
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
  - ひとり親世帯…18歳未満の児童とその父、または母のいずれか一方によってのみ構成されている世帯
- ただし、施設入所している方のみ世帯、上記の障がい者の方と住民票上は同一世帯でも実際は別居である場合、住民票上は高齢者世帯でも18歳以上の子などと事実上同一世帯である場合、生活保護を受けている世帯は該当しません。

### □助成の内容

灯油100リットル分(20リットル×5回分)を交付します。  
石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、11月1日現在での弟子屈町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を5回に分けた助成券を交付します。

### □助成の方法

弟子屈町内の契約業者で灯油などを購入できる『福祉灯油等購入券』(灯油20リットル×5回分)を交付します。

### □申請方法

申請は11月4日(木)から平成23年1月28日(金)まで受け付けします。  
助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場保健福祉課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

### □申請・問い合わせ先

- 役場保健福祉課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)
- 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3



## 子どもの発達や発達障害に理解を 講演会を開催します

弟子屈町発達支援推進連絡協議会では、子どもの発達や発達障害についての理解を深めていただくことを目的として、講演会を開催します。ぜひ、会場に足をお運びください。

- ▶ 主催 / 弟子屈町発達支援推進連絡協議会・町子ども発達支援センター
- ▶ 後援 / 町教育委員会・弟子屈町特別支援教育推進会議
- ▶ 日時 / 11月25日(木) 18時30分
- ▶ 場所 / 公民館講堂
- ▶ テーマ / 発達障害の理解と対応について～発達障害ってなあに？～
- ▶ 講師 / 金澤俊文氏(社会福祉法人麦の子会 発達臨床心理士・臨床心理士)
- 問い合わせ先 / 町子ども発達支援センター ☎ 4 8 2 - 3 0 9 3 まで。

# 父子家庭の皆さん！ 児童扶養手当の申請はお済みですか？

広報てしかが8月号でも制度の説明をしましたが、これまでは母子家庭の皆さんが対象だった児童扶養手当が、平成22年8月から父子家庭の皆さんも対象になりました。児童扶養手当を受給するためには、町への申請が必要です。

次の条件に当てはまる18歳未満の児童を扶養している父や、父に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳まで手当が支給されます。

### ▶ 手当を受ける資格のある方

- 父母が離婚した後、母と生計を同じくしていない児童
- 母が死亡した児童
- 母が一定の障がいの状態にある児童
- 母の生死が明らかでない児童
- 母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童

手当は、申請された方や同居されている扶養義務者の所得などで決定します。

全部支給の場合、児童1人のとき41,720円、児童2人のとき左の金額に5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算となります。所得制限限度額があり、一部支給、全部停止となる場合があります。

受給要件に該当する方は、**11月30日(火)までに申請してください。**  
申請が11月30日を過ぎると「申請の翌月分からの支給」になりますので、ご注意ください。

### ＜経過措置＞

- 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方→11月30日までに申請すると「8月分」から支給されます。
- 平成22年8月1日以降11月30日までに支給要件に該当した方  
→11月30日までに申請すると「要件に該当した翌月分」から支給されます。

※申請には、認定請求書(役場にあり)、戸籍謄本(抄本)、住民票などが必要です。

### □申請・問い合わせ先

- 役場子ども未来課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
- 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

## 障害者相談支援事業所 『はしわたし』が 移転しました

社会福祉法人てつなぎが運営する障害者相談支援事業所『はしわたし』が、次のとおり事務所を移転しました。

- ▶ 住所 / 湯の島2丁目2番12号(旧 一直寿し)
- ▶ 電話番号 / ☎ 4 8 2 - 2 7 1 1 (ファクス兼用)
- 問い合わせ先 / 障害者相談支援事業所はしわたし ☎ ☎ 4 8 2 - 2 7 1 1 まで

